

ぬ　た　に　し　ち　く　か　つ　せ　い　か　け　い　か　く　へ　ん　こ　う

沼田西地区活性化計画(変更)

広　島　県
広島県三原市

(平成20年1月)
平成23年8月計画変更

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	沼田西地区活性化計画				
都道府県名	広島県	市町村名	三原市	地区名	沼田西

目標 :

地形図作成や農用地等集団化などの農地基盤整備(区画整理)の事前調査を行うことにより、地域住民で将来の地域づくり及び地域農業について、集落点検や地域営農ビジョン(案)の作成などを通して、考える契機を与えることになる。このことをきっかけに、平成23年度からほ場整備を行うことを目指すものであり、農家戸数の減少(減少率7.7%⇒4%)を抑制させ、地域の活性化(5)

目標設定の考え方

地区の概要:

三原市は、広島県の東南部の標高0mから450mに位置する人口104,142人(H18.3.31住民基本台帳人口)の市である。市の南部は瀬戸内海に面し、沼田川に沿って開けた平地～中山間農業地域で、北部は中山間～山間農業地域である。三原市域の中でも沼田西町は、古くからの農村地域であるが、近年、三原西部工業団地ができ、農村地帯・工業地帯の混在する地域である。工業団地の整備が進んでいるものの、集落形成の根幹となる農業基盤の整備は遅れており、農地の改廃や耕作放棄地、またそれにともなう環境悪化が懸念されている。この地域の農業は、水稻中心で戸別経営面積は小さく、土地利用型農業の展開は困難な状況である。そのため、三原市では本地域を「三原市農業振興地域整備計画」に位置づけ、優良な農地の確保・保全と農業振興のための各種施策を計画的に実施することとしている。

現状と課題

本地域は、古くから水稻を中心とした農業を基幹産業とした農村地域であったが、近年、工業団地や住宅団地が整備されたことにより、沼田西町全体では若干人口が増加している状況である。しかし、本地域の基幹産業である農業に携わる農家戸数が年々減少しており、農業の減退が進んでいる。また、農業生産面では、戸当たり耕作面積が小さく、非効率で収益性が低いため、耕作放棄による農地の荒廃が急増しており、地域の農業・農地及び集落を維持・保全していく上で、農家戸数の減少を抑制することが課題となっている。

今後の展開方向等

本地域の農業・農地及び集落を維持・保全していくためには、現在の農家戸数を維持していく必要がある。そのためには、まず地域が一体となって、地域の農業の将来像を検討し、その後、農地の基盤整備(区画整理)を行うことにより、農地の集団化と営農の低コスト化を図る。また将来的には農業集落法人を設立し、職業としての農業の確立、農家の定住促進から、本活性化地区全体の地域農業の活性化にも繋げるものである。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
三原市	沼田西地区	基盤整備(地形図作成)	三原市	有	イ	
三原市	沼田西地区	基盤整備(農用地等集団化)	三原市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当無し			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
三原市	沼田西地区	農業生産法人等育成緊急整備事業	広島県	計画期間:H23年度～H28年度

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

該当無し

3 活性化計画の区域

沼田西地区(広島県三原市)	区域面積	520 ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係:		
工業団地を除く当該区域の総面積520haのうち、農林地面積は490haで95%を占めている。また、1割以上が農業従事者である。		
②法第3条第2号関係:		
沼田西地区全体の人口は工業団地・住宅団地の進出により微増しているが、この地域の農村地域では農家戸数が減少している。(H12→H17で7.7%減) また、農業従事者の高齢化が進んでおり、地域の活性化を図るためには、農業の生産基盤の整備を行うことが不可欠である。		
③法第3条第3号関係:		
三原西部工業団地、小原工業団地付近の集落で、工業地帯、農村地帯の混在する地域であるが、本地区内に市街地を形成している区域はない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設		
					氏名	住所		氏名	住所				

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

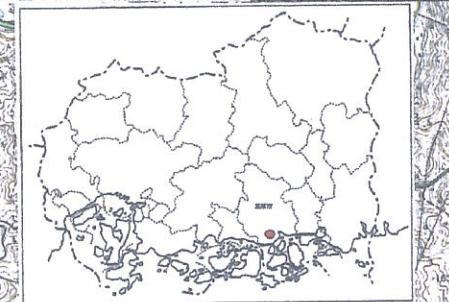
事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準 ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準 ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活活性化計画の目標の達成状況の評価等

活性化計画の目標の評価については、計画終了後に市として農家戸数調査を行い検証する。

三原市沼田西地区 活性化計画区域図

1/25,000



活性化計画区域面積 520ha

凡 例	
	活性化計画区域
	除外区域（工業団地）
	国道
	県道
	市道

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
広島県(代表) 広島県三原市	平成20年度～平成23年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
広島県 農林水産部 農林整備局 農村基盤室	082-513-3655	082-228-1301	nousonkiban@pref.hiroshima.lg.jp
三原市 経済部 農林整備課	0848-67-6078	0848-64-4103	

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出
定住等の促進に資する基盤整備の円滑化	3年	計画区域における区画整理事業着手までの年数(年) = 事業実施後、区画整理事業の着手までの年数(年)
事業活用活性化計画目標の設定根拠 ほ場整備事業に着手するまでの年数とする。(平成23年度着手予定)		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		

(交付対象事業別概要)

II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体会員費 (千円)	交付金要望額 (千円)	交付額算定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
地形図作成	沼田西地区	地形図作成	45ha	平成20年度	三原市	(11,500) 12,680	(6,325) 6,974	55%	(6,325) 6,974	農地基盤整備の事前調査を行うことにより、地域住民で将来の地域づくり及び地域農業について考える契機とし、また将来的にほ場整備を行うことにより、農地の利用集積を図り、農作業の省力化、生産性及び収益性の向上を図り効率的な農業経営を実現することにより、担い手の育成を図り、減少傾向にある農家戸数の抑制につながる。
農用地等集団化	沼田西地区	経営体成促進換地等調整	45ha	平成20年度	三原市	(3,100) 1,920	(1,705) 1,056	55%	(1,705) 1,056	"
合 計						14,600	8,030	55%	8,030	

III 優先枠を活用する事業に関する事項 該当なし

(交付対象事業別概要)

優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出	
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠				
2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠				
優先枠指標の設定根拠				
事業メニュー名	地区名		事業内容と優先枠指標との関連性	
優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出	
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠				
2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠				
優先枠成果指標の設定根拠				
事業メニュー名	地区名		事業内容と優先枠指標との関連性	

IV 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画

(参考様式2)

事前点検シート

【地形図作成事業、農用地集団化事業 沼田西地区】

計画主体名	広島県、三原市	
計画期間 実施期間	H20～H24 H20	総事業費(交付金) (14,600千円(8,030千円)【内訳:地形図作成事業:11,500千円(6,325千円), 農用地集団化事業:3,100千円(1,705千円)】) 14,600千円(8,030千円)【内訳:地形図作成事業:12,680千円(6,974千円), 農用地集団化事業:1,920千円(1,056千円)】

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	<input type="radio"/>	定住等の促進に資する担い手への農地利用集積を目標としており、基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	<input type="radio"/>	三原市農業振興計画(事業管理計画)に位置づけられており、連携、配慮、調和が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要是関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	<input type="radio"/>	地域自治会総会において受益者及び地域住民の合意形成が図られている。
事業の推進体制は確立されているか	<input type="radio"/>	平成23年3月に沼田西土地改良区を設立する予定。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	<input type="radio"/>	農地の利用集積を行うことにより、効率的な農業経営を実現し、営農意欲のある若い人材の育成を図り、地域の活性化を目指すことにより減少傾向にある定住人口の抑制につながる。
計画期間・実施期間は適切か	<input type="radio"/>	計画期間5年間、実施期間1年間としており、要綱等で定められた期間内であり適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	<input type="radio"/>	要綱で定められた交付率5.5／10としており範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本次付金に切り替えて交付対象とするものでないか	<input type="radio"/>	平成20年度新規申請である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	—	
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		

費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	<input type="radio"/>	「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析」に基づき行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	<input type="radio"/>	地形図作成事業、農用地集団化事業は、投資効率を1.0とみなすことができることになっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	<input type="radio"/>	事業内容は定住等の促進に資する担い手への農地利用集積等である。 事業実施主体は三原市で、実施要綱の要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	<input type="radio"/>	事業実施主体は三原市である。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	
事業費積算等は適正か		
過大な積算していないか	<input type="radio"/>	農林水産省土地改良工事積算基準に準拠し積算を行っている。
建設・整備コストの低減に努めているか	—	
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	—	
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	<input type="radio"/>	三原市の新市建設計画に計上されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	—	
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

沼田西地区 基盤整備(地形図作成・農用地等集団化)

1/25,000



凡例
事業対象範囲

国道

県道

市道